



今号のトピックス

今年度末に退職される皆様へ

**組合員証・被扶養者証を
ご返却ください！**

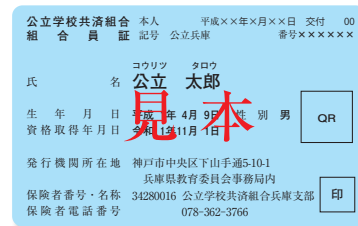
お問合せ先
資格担当 (078) 362-3766

今年度末に共済組合の組合員資格を喪失する方（下記①～③参照）は、速やかに組合員証・被扶養者証を所属所の事務担当者へ返却してください。



【資格喪失する方】

- ① 退職される方（退職後に引き続き再任用職員等になる方は除く）
- ② 異動で加入する共済組合が変わる方（市教委・知事部局・国等）
- ③ 他支部へ転出する方（公立学校共済組合兵庫支部→他の都道府県支部）



※①②の方は現所属所へ、③の方は異動先の所属所へ返却してください。

ただし、退職後引き続き臨時的任用職員、又は週20時間以上の再任用職員・定年前再任用短時間勤務職員・任期付職員・会計年度任用職員となる方は、現在お持ちの組合員証等をそのまま使用してください。

また、会計年度任用職員及び臨時的任用職員等の任期については、次の任用までに数日間の空白期間がある場合も、条件を満たせば組合員資格を継続する場合があります。条件に該当するかは、任命権者にご確認ください。

- 退職後、任意継続組合員(※)になる方には、新しく任意継続組合員証等を交付します。
 - 資格喪失後は、現在お持ちの組合員証等は使用できません。医療機関等で組合員証等を使用した場合、共済組合が負担した医療費（7割分）を、後日返還していただくことになります。
- (※) 任意継続組合員制度は、加入要件を満たしている短期組合員も加入できます。

MEMO

退職後も受けられる短期給付

お問合せ先
給付担当 (078) 362-3765

退職後、任意継続組合員とならない場合でも、請求に基づき次の給付が受けられます。

ただし、組合員が退職後、他の被保険者資格を取得した場合は給付されません。

※給付事由発生日から**2年間**請求しない場合は、時効により給付が受けられなくなりますのでご注意ください！

給付の種類	給付要件等
傷病手当金	<p><1年以上組合員期間がある方のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金の給付期間中に退職し、引き続いて労務に服することができないとき ・傷病手当金を受ける要件を満たしていたが、報酬との調整などで傷病手当金を受けないで退職し、引き続いて労務に服することができないとき <p>※ 給付期間は、同一傷病について最大1年6か月です（退職後は、附加給付はありません。）。</p>
出産費	<p><1年以上組合員期間がある方のみ（任意継続組合員期間を含む）></p> <p>退職後6か月以内に出産したとき</p>
出産手当金	<p><1年以上組合員期間がある方のみ（任意継続組合員期間を含む）></p> <p>出産手当金の給付期間中に退職したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産手当金を受ける要件を満たしていたが、報酬との調整などで出産手当金を受けないで退職したとき <p>※ 給付期間は、出産の日以前42日から出産の日後56日です。</p>
埋葬料	<p>組合員であった方が、退職後3か月以内に死亡したとき</p>

退職後も受けられる福祉事業

☎ お問合せ先
福祉担当 (078) 362-3763

事業名	対象者	事業概要
特定健康診査 特定保健指導	任意継続組合員とその被扶養者（40歳～75歳の誕生日を迎えるまでの方）	生活習慣病に着目した特定健康診査を無料で受けることができます。 ※受診券は令和6年7月下旬頃に発送します。 また、特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高い方については、無料で受けられる特定保健指導をご案内します。 (委託先：SOMPOヘルスサポート（株）)
宿泊施設利用補助券	任意継続組合員とその被扶養者	指定宿泊施設（六甲荘・瑞宝園）での宿泊や飲食の際に宿泊施設利用補助券をご提出いただくことで費用の一部を補助します。
宿泊施設特別利用者証	組合員期間が1日以上ある退職者全員	令和6年8～9月頃に、公立学校共済組合の宿泊施設が現職組合員と同じ料金で利用可能となる「宿泊施設特別利用者証」を交付します。 (ご家族の方も利用可能で、有効期限はありません。) 利用可能な宿泊施設については、「公立共済やすらぎの宿」公式HPをご確認ください。



私的年金等の退職に伴う手続き (共済本部の福祉保険制度に任意で加入されている方のみ)

☎ お問合せ先
福祉担当 (078) 362-3763

福祉保険制度等に加入している方には、手続き方法についてのご案内を下記の時期にご自宅へ送付します。

名称	ご案内	問い合わせ先
福祉保険制度	定年退職者には12月に送付しています。 定年退職以外の方は、年度末退職ならば令和6年7月頃、年度途中退職ならば退職の約2か月後に送付します。 退職された年の10月末日まで保障が継続し、脱退の申出がない場合は自動更新となります。	制度全般:0120-778-599 (10～16時) 保険金請求:0120-660-998 (10～16時)
アイリスプラン	定年退職者には12月末頃に送付しています。 定年退職以外の方は、サービスセンターまでお電話ください。	0120-491-294 (10～17時)

※共済組合本部事業のため、支部にお問い合わせいただいても回答できない場合があります。

共済組合貸付金 ～退職時に貸付金が残っている場合の返済方法～

☎ お問合せ先
福祉担当 (078) 362-3764

退職時に残っている貸付金の残額（※）を、退職手当から控除しますので手続は不要です。なお、1月以降は全額繰上償還の申出はできませんのでご注意ください。

退職手当額より貸付金の残額が多い場合は、控除後の不足額について「払込書」を借受人の自宅に送付しますので、指定の期日までに払い込んでください。

※未償還元金と利息を合わせた金額です。利息については、ボーナス併用の償還者のみ発生します。

待っているだけで
OKだケロ!



退職に伴う年金手続

お問合せ先
年金班 (078) 362-3767

生年月日	年金支給開始年齢	退職時手続	手続後
昭和35年4月1日以前		兵庫支部から所属所へ 手続き書類（「退職届書」等） 送付（3月中旬）	〈令和6年8月以降〉 退職に伴う改定後の年金額の送金
昭和35年4月2日～ 昭和35年10月1日	64歳		〈支給開始年齢到達月の前月下旬頃〉 共済組合兵庫支部より年金請求書の送付
昭和35年10月2日～ 昭和36年4月1日			〈令和6年6月以降〉 共済組合本部より「年金待機者登録通知書」 の送付
昭和36年4月2日 以降	65歳	〈支給開始年齢到達数か月前〉 共済組合や日本年金機構等から年金請求書の 送付	

一般組合員資格を喪失見込の方へ、令和6年3月中旬ごろ所属所あてに手続き書類を送付します。
提出期限までに所属所を経由して、兵庫支部年金班へ提出してください。手続き書類が送付されなかった方（任期付職員の方等）で一般組合員資格を喪失される方は、兵庫支部ホームページから様式をダウンロードして提出してください。

 [トップページ](#) → [兵庫支部について](#) → [様式ダウンロード](#) → [長期給付に関する様式](#)



～ご注意ください！～

昭和35年4月1日以前生まれの方

退職改定後の年金支給は8月以降

「退職届書」を提出することにより、在職停止されていた年金が停止解除され、退職までの期間を算入し、年金額が改定されます。

処理の完了は8月以降順次となるため、**6月の定期支給（4・5月分）の時点では、在職停止されたままの支給額となります。**

処理完了後、遡って年金の支給が行われますので、送金案内のハガキが届くまでお待ちください。

※組合員資格喪失後、就職され被用者年金制度に加入される方は、引き続き在職停止となります。

再就職による年金の支給停止

当共済組合の組合員であるときや、民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入しているとき、70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務しているとき、または国会議員・地方議会議員であるときには、老齢厚生年金の全部または一部が支給停止されることがあります。

支給停止額の計算方法等は兵庫支部ホームページをご確認ください。



【昭和35年4月2日以降生まれの方（退職から年金請求まで）】

「年金待機者登録通知書」の送付

「退職届書」を提出することにより、年金決定のための年金記録（公務員期間、報酬額等）を「年金待機者」として登録します。登録が完了した方には、共済組合本部より「年金待機者登録通知書」を送付します。

「年金待機者登録通知書」に記載されている「年金待機者番号」は、年金相談等の際に必要となりますので、大切に保管してください。

※退職後6カ月以内に年金の受給権が発生する方は、「年金待機者登録通知書」が送付されないことがありますが、年金決定には影響しません。



年金請求書の送付

年金を受給するには請求手続きが必要です。

請求書は、支給開始年齢（P4表参照）になる数か月前に、直近に加入されていた実施機関（共済組合、日本年金機構等）より送付されてきますので、誕生日以後に送付元へ提出してください。

主な直近の加入実施機関	区分	送付元・提出先	送付先	送付時期
公立学校共済組合	在職中	公立学校共済組合 兵庫支部	所属所	誕生月の前月下旬
公立学校共済組合	退職後	公立学校共済組合 本部	自宅	誕生月の 2～3か月前
日本年金機構	在職中／退職後	日本年金機構	自宅	誕生月の3か月前

※組合員資格の取得・喪失及び誕生月等のタイミングにより、上記の送付元等とは異なる場合があります。
※支給開始年齢に達した時在職中であっても、請求書は提出してください。

年金の決定・支給

年金が決定すると当共済組合本部から「年金証書」が送付され、支給が始まります。被用者年金制度に加入されている場合は、在職停止により支給がない場合があります。

※年金決定には時間を要するため、年金の支給開始については、**請求書を提出してから4～5か月後**となります。

国民年金への加入手続

国民年金は、20歳から60歳までは加入する必要がありますので、60歳未満で退職した方は、お住まいの市町村の国民年金担当課で国民年金への加入手続が必要です。ただし、再就職先で被用者年金制度に加入される場合は不要です。

また、配偶者の被扶養者（国民年金第3号被保険者）になる場合は、配偶者の勤務先で条件等を確認の上、手続きしてください。